

ながの子育て応援企業同盟ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 ながの子育て応援企業同盟ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは、ながの子育て応援企業同盟ロゴマークデザインマニュアルに定めるロゴマークをいう。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）に属する。

(使用の承諾)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ長野県将来世代応援県民会議事務局長（以下「事務局長」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) ながの子育て応援企業同盟に参加する企業等（以下「参加企業等」という。）が、ながの子育て応援企業同盟の活動又は参加企業等であることのPRを目的に使用する場合
- (2) 長野県、市町村、その他の公的団体が公用又は公共的に使用する場合
- (3) 学校教育法第1条、第124条及び134条に規定する学校が、教育目的に使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) その他使用の承諾手続きを必要としないと事務局長が認める場合

(使用の申込み)

第5条 前条の承諾を受けようとする者は、ながの子育て応援企業同盟ロゴマーク使用申込書（様式1）に、次の各号に定める書類を添えて、事務局長に提出しなければならない。

- (1) 企業等の概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用目的及び内容がわかる資料
- (3) その他事務局長が必要と認める資料

(使用承諾の基準)

第6条 事務局長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が、ながの子育て応援企業同盟を広くPRし、ながの子育て応援企業同盟のイメージアップになると認めるときには、使用を承諾する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局長はこれを承諾しない。

- (1) ながの子育て応援企業同盟の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 県民会議又は参加企業等の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承諾することを事務局長が不相当と認めた場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、県民会議は一切責任を負わない。

(使用承諾の条件)

第7条 事務局長は、使用承諾のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) ながの子育て応援企業同盟ロゴマークデザインマニュアルに従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマーク自体を商品化しないこと。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(承諾内容の変更等)

第10条 ロゴマークを使用する者が、使用承諾の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめながの子育て応援企業同盟ロゴマーク使用変更申込書(様式2)を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾する。

(承諾の取消し等)

第11条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、ロ

ゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) ロゴマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 事務局長は、ロゴマークを使用する者に、使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用の非独占性)

第 12 条 ロゴマークを使用する者は、事務局長が承諾した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第 13 条 県民会議は、この規程によりロゴマーク使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 14 条 県民会議は、ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

ながの子育て応援企業同盟ロゴマーク使用申込書

年 月 日

長野県将来世代応援県民会議事務局長 様

所在地
名称
代表者名 印

ながの子育て応援企業同盟ロゴマークを下記のとおり使用したいので、承諾してください。

記

1 使用目的

2 使用方法 (内容)

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※使用期間は、始期「承諾日」・終期「期限なし」でも申請できます。

4 添付書類

- ・企業等の概要がわかる資料
- ・ロゴマークの使用目的及び内容がわかる資料
- ・その他事務局長が必要と認める資料

5 担当者名及び連絡先

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒380-8570 (住所の記載は不要) 長野県将来世代応援県民会議事務局
(長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課)

電話：026-235-7207 E-mail：shoushika@pref.nagano.lg.jp

ながの子育て応援企業同盟ロゴマーク使用変更申込書

年 月 日

長野県将来世代応援県民会議事務局長 様

所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付 長将県第 号で使用承諾がありました、
ながの子育て応援企業同盟ロゴマークの使用内容を下記のとおり変更したいので、承諾してください。

記

1 変更内容

2 変更理由

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒380-8570（住所の記載は不要）長野県将来世代応援県民会議事務局
（長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課）

電話：026-235-7207 E-mail：shoushika@pref.nagano.lg.jp